

亀山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第42号

亀山市契約規則の一部を改正する規則

亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(予定価格の作成)</p> <p>第6条 市長は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した予定価格調書（様式第3号）を封書し、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。<u>ただし、予定価格の事前公表の対象となる入札に係る予定価格調書にあつては、これを封書しないことができる。</u></p> <p>(入札保証金の納付)</p> <p>第9条 競争入札又はせり売りに参加</p>	<p>(予定価格の作成)</p> <p>第6条 市長は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を予定価格調書（様式第3号）に記載の上、封筒に入れて封をし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。</p> <p>(入札保証金の納付)</p> <p>第9条 競争入札又はせり売りに参加</p>

しようとする者は、令第167条の7第1項（令第167条の13及び第167条の14において準用する場合を含む。）の規定により入札の際に、入札金額の100分の5以上の額（インターネットを利用して公有財産又は物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産売払システム」という。）による入札の場合にあつては予定価格の100分の10以上の額、せり売りの場合にあつては市長が定める額）の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 公有財産売払システムを管理する事業者の保証

(6) [略]

3～5 [略]

(入札)

第12条 競争入札に参加する資格を有する者は、入札書を1件ごとに作成して封書し、入札者の氏名又は法人名及び工事名若しくは物件名等を表記して、市長の指定する日時及び場所に提出しなければならない。

しようとする者は、令第167条の7第1項（令第167条の13及び第167条の14において準用する場合を含む。）の規定により入札の際に、入札金額の100分の5以上の額（せり売りの場合は、市長が定める額）の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1)～(4) [略]

[号を加える。]

(5) [略]

3～5 [略]

(入札)

第12条 競争入札に参加する資格を有する者は、入札書を1件ごとに作成して封筒に入れて封をし、入札者の氏名又は法人名及び工事名若しくは物件名等を表記して、市長の指定する日時及び場所に提出しなければならない。

2 公有財産売払システムに係る入札の方法については、市長が別に定める。

(入札保証金の還付等)

第14条 [略]

2 普通財産及び物品の売払いに係る落札者は、入札保証金を売買代金に充てることができる。

(随意契約に係る手続)

第17条の2 [略]

(せり売り)

第17条の3 市長は、物品の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に準じ、せり売りに付することができる。

(契約保証金の納付)

第23条 契約の相手方となる者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公有財産売払システムによる入札に係る契約を締結する場合の契約保証金の額は、予定価格の100分の10以上の額とする。

2～6 [略]

(契約保証金の還付等)

第26条 [略]

2 普通財産及び物品の売払いに係る

[項を加える。]

(入札保証金の還付)

第14条 [略]

[項を加える。]

(随意契約に係る手続)

第17条の2 [略]

[条を加える。]

(契約保証金の納付)

第23条 契約の相手方となる者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2～6 [略]

(契約保証金の還付)

第26条 [略]

[項を加える。]

契約の相手方は、契約保証金を売買  
代金に充てることができる。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。